

V 新市建設計画による土地利用の基本方針

- ゾーニングで示した各ゾーンの将来像をもとに、各地域の文化や歴史、地域住民の意向に沿った土地利用をすすめ、均衡ある発展の中にもそれぞれの地域性を活かした土地利用をすすめます。
- 新市では、「一本の鉄道、二本の大きな河川、三本の国道」によって各地域がつながっている構造や大規模な檜林を抱える森林地域を有するなどの特色を踏まえ、こうした社会基盤や自然条件を活かした適切な土地利用の誘導が求められています。
- 都市地域については、農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、それぞれの用途や地域の特性に応じた適正な規制や誘導を図ります。
- 森林地域や農業地域では、乱開発を防止するとともにセカンドハウスの立地など周辺環境と調和した土地利用をすすめることや、自然環境を活かした観光や交流、伝統産業などの受け皿としての多目的な活用を図ります。
- 産業関連の土地利用については、研究機関の設立や誘致などによって技術レベルの向上を図り、企業誘致や就業先の確保にもつながっていくような産業の活性化に向けた基盤整備を促進していきます。